

飲食店の規制

有効期間 6月9日～6月23日（随時延長）

関連領事メール：その108

タイプ	客・従業員の条件		店内飲食時間	一卓の人数上限	その他
タイプA	-	-	午後6時まで	2名まで（宴会は20名まで）	
タイプB	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用または用紙記入。	午後10時まで	4名まで（宴会は20名まで）	
	従業員	14日毎にPCR検査またはワクチン接種（1回目、2回目ともに終了）			
タイプC	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前0時まで	ゾーンCは6名まで（宴会は20名まで）	15歳以下は成人同伴者が「安心出行LeaveHomeSafe」を利用すれば本人の同アプリ利用は免除。65歳以上、または15歳以下で成人同伴者がいない場合は用紙記入。
	従業員	ワクチン1回目接種。店舗の一部または全部が「指定ゾーンC」となる。			
タイプD	客	ワクチン1回目接種「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前2時まで	ゾーンDは8名まで（宴会100名まで（ワクチン未接種者及び6歳から15歳の者は、申告書記入及びPCR検査陰性結果等を呈示））	除。65歳以上、または15歳以下で成人同伴者がいない場合は用紙記入。
	従業員	ワクチン2回目接種を終えて14日経過。店舗の一部または全部が「指定ゾーンD」となる。			

その他の規制

有効期間：6月9日～6月23日（随時延長）

関連領事メール：その108

営業条件	対象施設
条件付きで営業	スポーツ施設（室内外）、ジム、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、娯楽施設（劇場、テーマパーク、博物館、展覧会場、映画館等）、遊技場（ビリヤード場、ボーリング場、スケート場）、ゲームセンター、プール：
ワクチン接種等を条件に営業	バー、ナイトクラブ、サウナ、パーティールーム、麻雀店、カラオケ店

○マスク着用義務：屋内外公共場所、交通機関

○集団制限：公共の場所で4人まで

○5月24日から、すべての幼稚園、小学校及び中等教育学校で対面授業（半日のみ）を実施

日本－香港－マカオ 出入境措置

経路	入境資格	検疫措置	備考
日本 → 香港	香港居民（香港IDもしくは査証保有者）のみ入境可	・入境後指定ホテルでの21日間強制検疫 ・出国前72時間以内の検査証明の取得（5月21日～） 【ワクチン接種済の場合】 強制検疫期間を21日間から14日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、16日目及び19日目に強制検査。	入境した日を1日目としてカウント
日本 → マカオ	現在直通便の運航なし		
香港 → 日本	日本国籍者は入国可。外国人は有効な査証を持つ者または再入国許可のある者のみ入国可。	・出国前72時間以内の検査証明の取得 ・入国後14日間ホテル・自宅等での待機および公共交通機関の不使用 ※現在のところワクチン接種による入国措置の緩和等はありません。	入国翌日を1日目としてカウント
香港 → マカオ	マカオ居民および香港永久居民ID保持者のみ入境可	・出境前24時間以内のPCR検査陰性証明 ・入境後に14日間の医学観察	
マカオ → 香港	14日以上マカオに滞在していれば入境可	・入境後14日間の強制検疫（指定ホテル以外） 【ワクチン接種済の場合】 強制検疫期間を14日間から7日間に短縮。7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける必要がある	入境した日を1日目としてカウント
マカオ → 日本	現在直通便の運航なし。 （香港経由で日本に行く場合、上記マカオ→香港の措置に従う）		

「ワクチン・バブル」下の香港入境時の強制検疫措置等の緩和

海外から入境するワクチン接種済みの者に対し、出発国ごとに以下のとおり強制検疫措置等の緩和を実施する。

有効期間：5月12日～

関連領事メール：その107、110

グループ	分類	対象国	検疫措置緩和の内容	(参考：緩和前の措置)
グループA1	極めてリスクが高い国	ブラジル、インド、ネパール、パキスタン、フィリピン及び南アフリカ共和国	緩和措置なし	香港到着前21日間以内に2時間以上滞在していた者は、香港行きの旅客便への搭乗を認められない。
グループA2	超ハイリスク国	アイルランド	緩和措置なし	指定ホテルにおいて21日間の強制検疫、その後、7日間の自己観察を行い、26日目に強制検査を受ける必要がある。
グループB	高リスク国	28カ国（日本含む）	指定ホテルでの強制検疫期間を14日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、16日目及び19日目に強制検査を受ける。	指定ホテルでの21日間の強制検疫
グループC	中リスク国	グループA1、A2、B及びDのいずれでもないすべての国		
グループD	低リスク国	オーストラリア、ニュージーランド	指定ホテルでの強制検疫期間を7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける。	指定ホテルでの14日間の強制検疫
-	-	中国本土、マカオ	強制検疫期間（指定ホテル以外）を7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、12日目に強制検査を受ける。	14日間の強制検疫（指定ホテル以外）

(補足情報)

○日本からの入境の場合、ワクチンを接種できない16歳以下の子どもは検疫措置緩和の対象にならず、保護者が緩和対象で14日で検疫を終える場合でも21日間の検疫が必要。保護者以外の者（ヘルパー等）と一緒に滞在させるか、保護者が引き続き一緒に滞在する必要がある。

○「ワクチン接種済みの者」とは、ワクチン接種を定められた回数終え、かつ最終接種日から14日間経過した者を指す。香港域外でワクチンを接種した場合に摂取済と認められるワクチンは以下のリストのとおり。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf

○自己観察とは、1日2回の検温の実施、適切な手洗いの実施、マスクの着用等のことを指し、強制検疫は必要ない。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring_travellers_ENG.pdf

●Return2hk

香港居民は、過去14日以内に香港、中国本土（中高リスク地を除く）、マカオ以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後14日間の強制検疫が免除となる「Return2hk」スキームを利用することができる。（関連領事メール：その105）

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

●エア・トラベルバブル

5月17日（月）香港政府は、5月26日（水）より実施予定だったシンガポールとのエア・トラベルバブルの開始を延期し、6月13日までに開始日を発表すると発表した。

【概要】過去14日間香港またはシンガポールに滞在し、かつ出発前72時間以内のPCR検査の結果が陰性であることを条件に、旅行目的の制限、強制検疫及び旅程の制限なくシンガポールー香港の渡航が可能となる。（なお、この措置はシンガポール入国に当たって査証免除措置が再開した趣旨ではなく、シンガポール入国にあたっては査証取得が必要です。）（関連領事メール：その106）

<http://www.tourism.gov.hk/travelbubble>